

平成30年7月豪雨をふまえた太田川水系河川整備計画の変更 ～安全・安心な暮らしを守り、『水の都ひろしま』を次世代へ引き継ぐかわづくり～

○平成30年7月豪雨をはじめ、全国的には令和元年東日本豪雨(台風第19号)など、気候変動の影響による近年頻発化・激甚化する降雨状況を鑑み、太田川水系における今後の治水対策の方向性として、太田川水系河川整備計画を変更します。
○太田川を軸に形成された自然、歴史、文化を保全し、安全・安心な暮らしを守るため、流域全体で関係機関等が連携を図りながら、「水の都ひろしま」を次世代へ引き継ぐ太田川の川づくりを進めます。

①被害の防止・軽減に向けた治水対策の推進 (再度災害防止対策・河川における対策)

平成30年7月豪雨において三篠川では、これまでの観測史上最高水位を更新する大きな洪水が発生し多くの被害が発生。近年では平成17年9月(太田川)、平成26年8月(根谷川)と災害が頻発化。高潮被害も平成3年、11年、16年に発生。
→被害の軽減に向けた治水対策の着実な推進を図る。

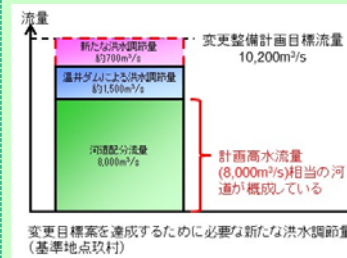
- <主な内容>
- 洪水を安全に流す対策
(例)堤防の整備、河道掘削、適正な分派を行う水門の改築
 - 高潮対策
(例)堤防の整備
 - 既存施設を活用した被害軽減
(例)堤防強化、耐震対策



②気候変動を見据えた事前防災対策の加速化 (洪水調節機能の向上)

平成30年7月豪雨をはじめ、全国的には令和元年東日本台風など、気候変動の影響による近年頻発化・激甚化する降雨状況を鑑み、太田川水系における今後の治水対策(事前防災)が必要。
→広島市街地のみならず太田川本川全体の治水安全度を向上させる治水対策(洪水調節)の具体的検討を行う。

- <主な内容>
- 洪水調節機能向上の検討
(例)既存ダムと連携・有効活用し、不足する洪水調節機能の向上
 - 既存ダムの洪水調節機能の強化
(例)治水協定の締結による事前放流の取り組みを推進



③防災減災に向けたさらなる取り組みの推進 (流域全体で行う流域治水、ソフト対策)

平成30年7月豪雨をふまえ、住民目線のソフト施策のさらなる推進、災害の教訓を風化させない防災教育の推進。浸水リスクを共有し、被害を低減するまちづくりと一体となった治水対策を検討するため、関係機関のさらなる連携強化
→太田川の特性をふまえたきめこまやかな情報提供や防災教育、まちづくりと一体となった治水対策を推進する。

- <主な内容>
- 水防災意識再構築の推進
 - ・ハザードマップの作成・周知
 - ・多機関連携型マルチタイムライン
 - ・危機管理型水位計、ライブカメラ
 - まちづくりと一体となった取り組み
(例)家屋のかさ上げ、安全な土地利用の誘導、雨水貯留・浸透施設の整備等



太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）への意見提出について

第14回 太田川河川整備懇談会

■太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）の公表に合わせ、関係住民の意見を反映させるために必要な措置として下記を予定している。
 ※意見募集期間：令和2年7月9日～8月11日（8月11日必着）

太田川水系 河川整備計画

Ootagawa River
Improvement Project

将来の太田川のかわづくり
あなたの声を届けよう

河川整備計画とは、おおむね30年で段階的に実施する河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定める河川法に基づく計画です。

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）への意見の提出について

国土交通省中国地方整備局では、平成30年7月豪雨を踏まえ、「太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」（以下、「変更原案」とする）を作成しました。
 地域の皆様に「変更原案」の内容をご覧いただくため、令和2年7月9日～8月11日まで、国土交通省太田川河川事務所、広島県庁・西部建設事務所、広島市役所・各区役所、安芸太田町役場等で閲覧できます。また、太田川河川事務所のウェブサイトにも掲載しています。
 「変更原案」に対するご意見は、ご意見募集ハガキ、電子メール、ファックスで提出可能です。

平成30年7月豪雨での被害状況（三篠川・根谷川）

平成30年7月豪雨での浸水状況（広島市）

閲覧場所
「変更原案」は以下の場所で閲覧することができます。

国土交通省	中国地方整備局 情報公開室
	太田川河川事務所
	太田川河川事務所 己斐出張所 太田川河川事務所 大芝出張所 太田川河川事務所 可部出張所 太田川河川事務所 高瀬分室 太田川河川事務所 高瀬分室
広島県	広島県庁 土木建築局 河川課
	広島県西部建設事務所
	広島県西部建設事務所 安芸太田支所
広島市	安芸南区役所 下水道局 河川防災課
	中区役所 市民部 区政調整課
	東区役所 市民部 区政調整課
	南区役所 市民部 区政調整課
	西区役所 市民部 区政調整課
	安芸南区役所 市民部 区政調整課
	安芸北区役所 市民部 区政調整課
	安芸区役所 市民部 区政調整課
佐伯区役所 湯来出張所	
安芸太田町	安芸太田町 総務部

※申し込みは不要で※各場所の休日・閉庁時に準拠します。

ご意見募集期間

令和2年8月11日（火） 必着

太田川水系河川整備計画（変更原案）の内容

太田川水系河川整備計画の基本理念

●河川整備により、人々の安全・安心な暮らしを守る

根谷川河川改修

●川の恵みを受取り豊かな暮らしを支える

古川（多自然川づくり）

●「水の都ひろしま」の顔を次世代に引き継ぐ

下流デルタ域中心部の様子

太田川流域の災害

近年の洪水被害として、平成26年8月豪雨の根谷川、平成30年7月豪雨の三篠川において、観測史上最高水位を更新する大規模な出水が発生し、甚大な被害を受けました。また、高潮被害についても災害リスクを抱えています。

安芸北区可部（平成26年8月豪雨）

西区観音新町（平成11年9月）

南区出島（平成16年9月）

今回の変更の目的

平成30年7月豪雨をはじめ、全国的には令和元年東日本台風など、気候変動の影響による近年頻発化・激甚化する降雨状況を鑑み、太田川水系における今後の治水対策の方向性として、太田川水系河川整備計画を変更します。

ご意見募集ハガキ

下の方ハガキにご意見を記入してください

（お名前）氏名 年齢 (男・女)

お住まい 広島県 市・部 区・町 番地 丁目 番 号

太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）全館に対するご意見が複数記入してください。
令和2年8月11日（火）※必着※でご応募ください。

ご意見の提出方法

●ご意見の提出は、左のハガキ、電子メールまたはファックスでお願いします。

1. 電子メール：ootagawa-sk@cgr.mlit.go.jpへ送付してください。
2. ファックス：FAX 番号 082-222-2432
太田川河川事務所 調査設計課 宛
太田川河川事務所ウェブサイト：
<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

●ご意見を提出される場合は、以下の必要事項をご記入ください。

- ①氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②年齢（企業・団体の場合は不要）
- ③性別（企業・団体の場合は不要）
- ④住所（番地は不要）
- ⑤意見 該当箇所（頁・行）及び意見内容

注意事項
※ご記入いただいたご意見は、太田川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）策定のために活用させていただきます。
なお、個人情報等は事務局で適切に管理し、情報漏洩、紛失の防止に努めます。

お問合せ先・意見送付先

国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所
調査設計課 太田川水系河川整備計画担当
〒730-0013 広島市中区八丁堀3番20号
電話：082-222-9245 FAX：082-222-2432
Eメール：ootagawa-sk@cgr.mlit.go.jp

2